



サラリーマンの確定申告

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、確定申告をする必要はありません。しかし、次のように確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

【確定申告をする必要がある方の例】

- ①平成29年分の給与の収入額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

【確定申告をすると所得税が還付される方の例】

- ①住宅ローンを利用してマイホームを取得した方
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方
- ④ふるさと納税などの特定寄附金をされた方

なお、ふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例制度を申請された方が確定申告をされると、特例制度は適用されません。確定申告をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。

【マイナンバーの記載と提示(写しの添付)】

申告書には、マイナンバー(12桁)を必ず記載してください。

また、申告書の提出の際には、申告者本人の確認書類の窓口での提示または写しの添付が必要です。

確認書類の例

- ・個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ・通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

【提出の方法】

ご自宅のパソコンによりホームページ(「国税庁」で検索)の「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターがあれば、e-Taxを利用して申告書などを税務署に送信することができます。e-Taxでの提出は、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

また、作成した申告書などを印刷し、郵送などにより税務署へ提出することもできますが、本人確認書類の写しの添付が必要です。

【岐阜南税務署の受付期間】確定申告書 2月16日(金)～3月15日(木)

還付申告書 1月4日(木)～3月15日(木)

※それぞれ、土曜日、日曜日、祝日を除く

【問 合 先】税務課または岐阜南税務署 ☎271-7111



循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーション
し の ぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278